

# 医療費と介護保険の負担額が高額になったとき

# 高額医療・高額介護合算制度

問い合わせ 保険介護課 ☎2141



高額医療・  
高額介護合算  
制度とは

自己負担を計算するとき  
の対象期間は毎年8月1日  
から翌年7月31日までの1  
年間です。



申請の  
手続き

申請は平成26年7月31日  
時点で加入している医療保  
険者に行います。

- 高額介護合算療養費  
医療保険から給付
- 高額医療合算介護(予防)  
サービス費  
介護保険から給付

ただし、世帯単位での医療  
保険または介護保険のどち  
らかの自己負担額が0円の  
場合や、計算の結果支給額が  
500円に満たない場合は、  
支給されません。

対象期間中に後期高齢者  
医療と介護保険の両方で異  
動がなく、支給の対象となる  
方には、後期高齢者医療広域  
連合から12月中旬に申請案  
内を送ります。国民健康保険  
と介護保険の両方で異動が  
なく、支給の対象となる方に  
は、保険介護課から12月中  
旬に申請案内を送ります。  
同封の申請書に必要事項  
を記入の上、保険介護課また  
は各支所へ申請してください。

平成25年8月1日以降に  
市外から転入した方、国民健  
康保険から後期高齢者医療  
に移行した方など、平成26年  
7月31日時点で加入してい  
た保険者以外の医療保険お  
よび介護保険が対象期間中  
にある場合、案内がなくても  
支給の対象となる場合があ  
ります。対象期間の領収書な  
どで、申請対象となるかを確  
認し、保険介護課、または平  
成26年7月31日時点の医療  
保険者に問い合わせしてくだ  
さい。



自己負担  
基準額

同一世帯内の医療保険加  
入者に係る自己負担額です。  
ただし、高額療養費等の支給  
を受けたものを除きます。

## 70歳未満の人(年額・平成25年8月～26年7月)

区 分	自己負担限度額(年額・世帯単位) 医療保険+介護保険
上位所得者	126万円
一般	67万円
市県民税非課税世帯	34万円

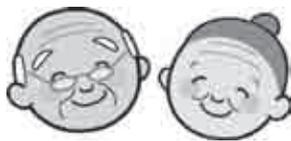
## 70歳以上の人(年額・平成25年8月～26年7月)

区 分	自己負担限度額 (年額・世帯単位) 医療保険+介護保険	
市県民税 課税世帯	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
市県民税 非課税世帯	低所得者II	31万円
	低所得者I	19万円

**例** 夫婦ともに75歳で、自己負担  
限度額区分が一般かつ、1年間で夫  
が医療保険で28万円、介護保険で  
17万円を支払い、妻が医療保険で  
6万円、介護保険で19万円支払っ  
た場合。(合計金額は70万円)



年間70万円を支払った後にこの  
制度に基づく支給の申請をすると、  
基準額56万円を超えた金額(14  
万円)をお返すことにより、最  
終的な年間の負担は56万円に留  
まります。



※ 自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療保険を適用します。  
※ 「上位所得者」に区分される世帯とは、基礎控除後の総所得金額等が世帯合計で600万円を  
超える世帯です。